

## 町の歴史に触れてみませんか



町では、歴史や古文書に興味のある方を対象とした「初歩の古文書解読講座」を開催します。

町内には津波や大火などの災害を逃れ、現在に伝わる貴重な古文書が残っています。講座ではこのような古文書を解読できるようにするため、

漢文法などの基本的な知識を学びます。先人の残した貴重な古文書を読み解き、町の歴史に触れてみませんか。

- ▽期日 6月6日から来年2月6日までの全7回
- ▽時間 午前10時～正午
- ▽場所 町中央コミュニティセンター
- ▽講師 佐々木久夫さん（町文化財保護審議会委員）
- ▽定員 20人
- ▽申込期限 6月5日
- ◆申込先・問い合わせ 町生涯学習課文化担当（☎82-3111内線624）へどうぞ。

## 県立山田病院の診療体制が変更 内科は休診となります

4月から、県立山田病院の診療科目と診療日時が下表のとおり変更になりました。

なお、内科については常勤医師が不在となったため、診療は行いませんのでご注意ください。

### ◆診療科目ごとの診療日と診療時間

診療科目	診療日	診療時間
小児科	毎週月・木曜日	月 午後1時～3時半 木 午前9時～正午
外科	毎週月～金曜日	午前10時～正午
整形外科	毎週月～金曜日 (水曜日を除く)	午前9時～正午
眼科	毎週水・木曜日	〃
循環器科	月2回(金曜日)	〃
呼吸器科	月2回(木曜日)	午後2時半～5時

◆外科については、緊急の場合に限り午後5時まで受け付けします。ただし、担当医師が不在となることがあるため、上記診療時間以外の場合はあらかじめ電話で問い合わせの上お越しください。

◆問い合わせ 県立山田病院（☎82-2111）へどうぞ。

## 税の情報コーナー & 固定資産税について

このコーナーでは、皆さんに町税への理解をより深めていただくため、税の情報をお届けします。

◆問い合わせ 町税務会計課資産税担当（☎82-3111内線113、114）へどうぞ。

固定資産税は、毎年1月1日現在で町内に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有する人に、その固定資産の価格に応じて負担していただく税金です。

本年度は、土地と家屋の価格を見直す評価替えを行ったため、固定資産税額が前年度に比べ、変わっている場合があります。この評価替えをした後の固定資産税について、皆さんから質問が寄せられましたので、その質問にお答えします。

### Q 固定資産の評価替えとは何ですか？

**A** 固定資産の価格（評価額）の見直しのことです。土地と家屋の評価額は、3年ごとに評価額を見直す制度がとられており、本年度がこの評価替えの年となります。宅地などについては、平成20年1月1日を基準日とする地価公示価格の約7割で算定し、さらに7月1日までの地価下落についても反映させています。家屋については、評価替え時点で同一の家屋を建てる場合に必要とされる費用を基準にして、物価の変動や建築時からの経過年数に応じた資産価値の減少分を反映させて算定しています。

### Q 自宅の固定資産税が高くなったのはなぜ？

**A** 新築住宅に対する税軽減の期間が終了したためです。新築住宅が一定の要件を満たせば、居住部分の床面積のうち120㎡までの税額が新築後3年度分、2分の1に軽減されます。平成17年中に建築した家屋については、本年度課税分からこの軽減がなくなります。

### Q 地価が下がっているのに土地の税額が上がりました。なぜですか？

**A** 税負担の調整を行っているためです。土地評価額は、平成5年度以前は地価公示価格より低く、また市町村ごとにばらつきがありました。この評価額の算定方法を全国一律の適正な基準に統一させるため、平成6年度から土地公示価格の7割をめぐりに算定する方法がとられました。

その際、評価額が大幅に上昇した土地については、そのまま税額を算定すると急激に税負担が大きくなってしまいうため、一定の基準で税負担を押さえながら、本来算定されるべき税額まで徐々に上昇させる措置がとられており、現在もその措置を継続しています。

そのため、地価が下がっている土地でも、税額が増える場合があります。